対象火気器具等を取扱う際の遵守事項

第１　火気器具等を使用する露店等に対しての遵守事項

（１）　火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。

（２）　火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板（金属製のものを除く。）の上で使用すること。

（３）　火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

第２　液化石油ガス（以下「ＬＰガス」という。）を使用する露店等に対しての遵守事項

（１）　ＬＰガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏４０度以下に保つようにすること。

（２）　ボンベは、絶対に横置きにしないこと。

（３）　ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。

（４）　ボンベは、１日の営業に必要な本数のみ準備し、１本当たりの容量は５０キログラム未満とすること。

（５）　ＬＰガスを使用する器具及びゴム製のホースは、ＬＰガス専用のものを使用すること。

（６）　ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。

（７）　ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具の取付け部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。

（８）　ゴム製のホースは、２本以上接続しないこと。

（９）　１本のボンベから２以上の機器に分岐してＬＰガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。

（１０）　ＬＰガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

第３　カセットこんろを使用する露店等に対しての遵守事項

（１）　カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。

（２）　カセットボンベは、カセットこんろに表示されているとおり、正しく装着すること。

（３）　カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

第４　まき、炭等を使用する露店等に対しての遵守事項

（１）　開設中は火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。

（２）　終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

第５　電気器具を使用する露店等に対しての遵守事項

（１）　携帯発電機を使用しないよう指導するものとする。ただし、やむを得ない場合にあっては、ガソリン以外の燃料を使用する携帯発電機を使用するよう指導するものとする。

（２）　たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。

（３）　コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。

（４）　電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

第６　携帯発電機を使用する露店等に対しての遵守事項

（１）　事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に、給油の必要がないようにすること。

（２）　可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

（3）　安定した平らな場所で使用すること。
（4）　雨などの水が掛かる場所で使用しないこと。
（5）　燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
（6）　携帯発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
（7）　携帯発電機を稼働したまま給油又は移動させないこと。
（8）　給油が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで、給油すること。
（9）　燃料を給油するときは、こぼさないように注意すること。
（１０）　燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。
（１１）　取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

第７　危険物を使用する露店等に対しての遵守事項

（1）　危険物の保管は、指定数量の５分の１未満の必要最小限の量とすること。
（2）　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。
（3）　携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
（4）　危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

第８　玩具用煙火を販売する露店等に対しての遵守事項

（1）　たばこ等の火で容易に花火に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをするよう指導するものとする。
（2）　マッチやライターは、販売しないよう指導すること。
（3）　他の火気等を使用する露店等からは距離を置くよう指導すること。

第９　暖房器具を使用する露店等に対しての遵守事項

（1）　暖房器具と可燃物との距離を十分に保つこと。
（2）　暖房器具を付けたまま、その場を離れないこと。
（3）　燃料を給油するときは、必ず暖房器具の火を消して少し冷ましてから行うこと。

自主チェック表

イベント（露店等）会場における火災予防について

異常の有無を確認して、異常があった場合には、記載されている留意事項の確認後、又は不備事項があるときは、改善して良好な状態にしてから□にチェックしてください。

○　コンロ等（カセットコンロ・ガスコンロなど）の使用時の注意事項

- □　周囲には可燃物や危険物を置かない。
- □　点火するときは燃料漏れがないことを確認する。
- □　ゴム製ホースはプロパンガス専用の品を使用する。
- □　ゴム製ホースの接続部はホースバンド等で確実に締め付ける。
- □　ゴム製ホースが劣化しているときは交換する。
- □　ベニヤ板や段ボールなどの可燃物でコンロを囲まない。
- □　コンロは、安定した台の上に安定した状態で使用する。
- □　コンロをおおうような大きな調理器具（鍋や鉄板など）は使用しない。[1)]
- □　調理以外の用途に使用しない。（木炭や練炭の火おこしなど）[2)]
- □　カセットコンロを２台以上並べて使用しない。[3)]
- □　テント内や車両内で使用しない。
- □　廃棄の際はガスが残っていないことを確認して取り決めに従い廃棄する。

1）
2）
3）
○　ガスボンベ使用時の注意事項

- □　直射日光や火気の近くを避ける等、ボンベを４０度以下に保つ。
- □　倒れないように固定する。
- □　必要最小限の量とする。

○　その他の注意事項

- □　電気コードはタコ足配線にせず、電気機器の許容電流を守る。
- □　取扱説明書（こんろ、ガスボンベ等）の安全事項を必ず守る。
- □　消火器を準備する。

ガソリンの貯蔵・取扱い時の留意事項

《ガソリンの特性》

- □ 引火点は－４０℃程度と低く、極めて引火しやすい。
- □ 揮発しやすく、その蒸気は空気より約３～４倍重いので、滞留しやすく可燃性の雰囲気が広範囲に形成されやすい。
- □ 電気の不良導体であるため、流動等の際に発生した静電気が蓄積しやすい。

《貯蔵・取扱い時の留意事項》

- □ ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を用いない。例えばガソリンを取り扱っている場所から１m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- □ 静電気による着火を防止するためには、**金属製容器で貯蔵**するとともに、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があります。また、**消火器を必ず準備**しましょう。
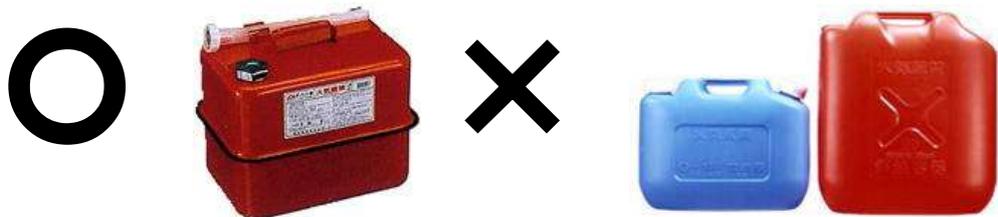
ガソリンの貯蔵に適した容器の例
（金属製容器であることが必要）

ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
（樹脂製容器は火災危険性が高い）

- □ ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とすることが必要です。特に夏季においては、ガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- □ 取扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作等、取扱説明書等に書かれた容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払いましょう。万一、流出させてしまった場合には、少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入りの制限等が必要です。その際には、**消防に通報**しましょう。
- □ 衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで大量の水と石けんで洗い流し、必要があるときは念のため病院を受診しましょう。
- □ ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。
- □ ガソリン缶の蓋を開ける際には、**周囲の安全を確認し、機器のエンジン停止、缶のエア抜き**を行いましょう。